

障 発 0529 第 3 号
令 和 8 年 5 月 29 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業 実施要綱」を定め、令和8年5月29日から適用することとしたので通知する。

障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業 実施要綱

1. 事業の目的

本事業は、障害福祉サービス事業所等（以下、「事業所」という。）の報酬手続き等の事務サポート、人材確保、生産性向上などを都道府県等（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）単位で総合的に支援する体制を整備し、当事者視点に立ったケアの充実の実現に寄与するものである。具体的には、処遇改善加算の取得促進に係る事業所への助言、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策、各事業所における介護テクノロジーの活用等を含む生産性向上の取組、地域における障害福祉現場の人材確保や生産性向上等に関する協議会の設置・開催等の生産性向上を支援する取組を実施するために必要な事務費等を補助することにより、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、人材確保及び、ノウハウの蓄積等を目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県等とする。ただし、以下の要件を満たしていること。

① 都道府県

人材確保や生産性向上等についての都道府県単位での総合的な支援体制（ワンストップ窓口）（以下「ワンストップ窓口」という。）及び関係者の連携を図る協議会（以下「協議会」という。）が整備済み又は令和8年度に整備予定であること。

② 指定都市、中核市

所在する都道府県において、人材確保や生産性向上等についての都道府県単位でのワンストップ窓口及び協議会が整備済み又は令和8年度に整備予定であること。

3. 事業内容

事業内容は、次に掲げる事項とする。

なお以下事業については2. 実施主体で述べたワンストップ窓口で行うことを基本とする。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）の取得促進に係る事業所への助言・指導等について

① 研修等の実施

処遇改善加算の仕組みや取得方法等について説明を行い、事業所における処遇改善加算の取得に係る支援を行う。

【事業例】

- ・ 処遇改善加算を未取得、既に処遇改善加算を取得しているといった事業所の状況に応じた研修を実施する。また、より多くの事業所が参加できるようにオンラインやオンデマンド研修を組み合わせるなど工夫をする。

② 個別相談の実施

オンライン等の個別相談窓口を設置し、管内の処遇改善加算を未取得の事業所については、人材確保に向けた処遇改善の重要性に鑑み、可能な限り多くの事業所に対して、個別相談等を実施するよう努めること。特に、賃金体系、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組み及び職場環境等要件の整備が新たに必要となる小規模な事業所に対して、制度の趣旨・内容を説明し、取得方法、要件、具体的な申請手続や好事例を示しながら、処遇改善加算の取得に向けた丁寧な個別相談等を行う。

また、既にいずれかの処遇改善加算を取得している事業所についても、より上位の区分の加算の取得に向けた個別相談等を実施すること。

【事業例】

- ・ 行政書士など専門的知識を有する者に委託し、オンライン等による相談窓口を設置した上で、当該行政書士などが事業所からの相談を受け、処遇改善加算の取得に係る支援を行う。
- ・ 事業所が処遇改善加算を取得するにあたり、専門的知識を有する者への相談料等に対し、補助金を交付する。

(2) 障害福祉分野の総合的な人材確保対策について

① 障害福祉分野への参入促進に関する取組

地域における障害福祉のしごとの魅力発信や介護や職場の体験支援等のマッチング支援の取組等を支援する。

② 職員の職場定着に関する取組

職員の資質向上や職場環境改善等の取組を支援する。

【事業例】

- ・ キャリアアップ研修の支援
- ・ 職員に対する悩み相談窓口の設置
- ・ 事業所におけるハラスメント対策の推進
- ・ 若手職員の交流促進
- ・ 管理者等に対する雇用管理改善方策の普及 など

③ 地域における人材確保対策の調査研究

地域における現状を把握し、必要な対策を研究・検討するための調査研究を実施する。

(3) 情報公表や財務状況の見える化促進のための体制確保

① 都道府県等における審査体制の確保

障害福祉サービス等情報公表や財務状況の見える化の実施及び促進に伴う都道府県等における審査業務を滞りなく実施するため、非常勤職員を雇用すること等により、必要な体制を確保する。

② 事業所への支援体制の確保

事業所における情報公表や財務状況の見える化促進のため、行政書士など専門的知識を有する者に委託等を行い、事業所に対して助言等の支援を行う体制を確保する。

(4) 制度改正等に係る周知・広報

事業所に対し、制度改正や報酬改定、各種加算に係るきめ細やかな周知、ハラスメント対策の周知、障害福祉サービス等に係る業務継続計画（BCP）の作成支援等を行う。

(5) 事業所からの各種相談に対する助言

事業所の各種事務に関する照会対応や国からの調査に関して、助言等を行う支援体制を確保する。

(6) 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所の人材育成

複数の事業所が参加する研修等を開催し、事業所間のネットワークの構築や事業所で働く人材の育成を図る。

(7) 介護テクノロジーの活用等を含む生産性向上等支援体制の確保

取組に当たっては、「障害福祉分野における都道府県サポートセンターの設置・運営事例集」、「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方―当事者視点に立ったケアの充実のために」、「障害福祉現場における介護テクノロジー等導入・活用マニュアル～「見える化」から始める改善と定着のスタートライン～」及び「障害福祉分野における小規模事業所の協働化の事例」を活用すること（厚生労働省ウェブサイトの「障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減」のページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/seisansei/index.html）参照。）。

① 生産性向上の取組に関する研修会等の実施

複数の事業所が参加する生産性向上に関する研修等を開催し、管内事業所における生産性向上の取組を推進する。また、研修では、介護テクノロジーの導入・活用や職場環境改善を含む生産性向上の具体的な手法を共有し、事例紹介や見学会等を通じて実践的な取組の普及を図る。

② 事業所への個別相談対応

管内の事業所からの介護テクノロジーの導入・活用や職場環境改善を含む生産性向上の相談に対応し、事業所の課題に応じたきめ細やかな助言を行う。

③ 事業所への伴走支援

管内の事業所に対して、介護テクノロジー、DX（デジタル・トランスフォーメーション）、マネジメント等に係る専門家を派遣し、事業所の課題に応じたきめ細やかな伴走支援を行う。継続的な支援により、改善策の定着と業務量の縮減を図る。

（８） 障害福祉現場の人材確保や生産性向上等に関する協議会の設置・開催

事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域のサービスを確保するために、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置・開催を行う。当該協議会については、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とし、地域における人材確保や生産性向上等の取組を支える役割を担う。

４．実施上の留意事項

- （１） 限られた予算を有効に活用する観点から、以下の経費は、本事業の対象としない。
 - ・ システム開発経費や高額な広報経費
 - ・ 資格取得に要する経費や家賃補助、人材紹介手数料等の金銭給付
 - ・ ICT 機器など介護テクノロジー等の機器購入費用
 - ・ その他本事業の内容として適当と認められない経費
- （２） 研修及び個別相談については、特に従業員数の少ない小規模な事業所が処遇改善加算の取得に向けて意欲的に取り組み、処遇改善加算の取得に着実につながるよう支援を行うこと。
- （３） 研修及び個別相談については、管内における、サービス別、加算区分別の算定状況を踏まえ、重点的に支援する対象サービス及び事業所を設定し、計画的に周知すること。
- （４） 個別相談については、年間を通じて必要数の相談窓口を設置すること。その際、より多くの相談を受けるため、オンラインでの個別相談にも対応するなど、事業所の負担軽減に配慮した効率的かつ効果的な手法とすること。
- （５） 個別相談実施後に助言等を受けてどのような取組を行ったか、処遇改善加算の取得状況、賃金の推移等、支援の結果について確認すること。
- （６） 介護テクノロジー等を活用した生産性向上の取組については、テクノロジー等の導入前後や伴走支援前後の業務負担の変化等を定量的に確認できる手法を確立すること。
- （７） 本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と協議の上、決定する。

５．報告

都道府県等は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

６．経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

① 施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

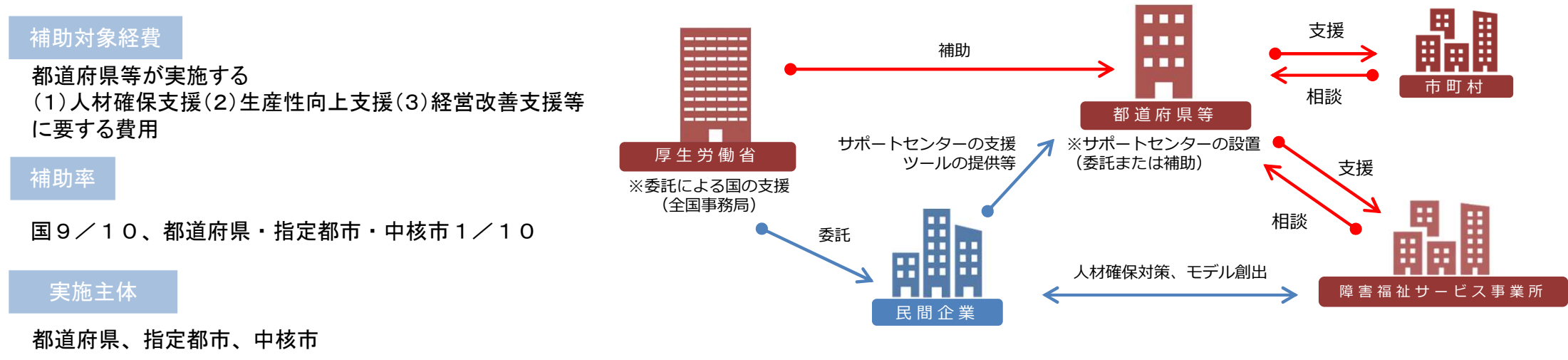
② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 都道府県等が、事業所支援等を行うためのサポートセンターの設置等を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加(令和8年度:50%、令和11年度:90%以上)
- 都道府県ワンストップ窓口設置数の増加(令和8年度:10以上、令和11年度:全都道府県)